

# 「東京都パートナーシップ宣誓制度」創設に伴う 休暇制度等の見直しについて（案）

## 1 趣 旨

「東京都パートナーシップ宣誓制度」の趣旨を踏まえ、「配偶者（届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」等を対象に含む休暇・休業等制度、手当制度及び旅費制度について、見直しを行う。

## 2 改正内容

「配偶者（届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」等を対象に含む制度について、新たに「パートナーシップ関係の相手方※」等を対象に加える。

各制度の改正内容は、別紙のとおり

※ 「パートナーシップ関係の相手方」とは、「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例第7条の2第2項の証明又は同条第1項の東京都パートナーシップ宣誓制度と同等の制度であると知事が認めた地方公共団体のパートナーシップに関する制度による証明を受けたパートナーシップ関係の相手方であって、同居し、かつ、生計を一にしているもの」をいう。

## 3 実施時期

令和4年11月1日

## 4 その他

本改正に伴い、関連する諸制度に影響がある場合、所要の見直しを検討する。

## 休暇・休業等制度、手当制度及び旅費制度の見直し

項 目	内 容
慶弔休暇	<p>(結婚する又はパートナーシップ関係となる場合)</p> <p>○ <u>挙式や事実上婚姻関係と同様の生活を始めた場合又はパートナーシップ関係の相手方と生活を始めた場合に休暇を付与</u></p> <p>(親族又はパートナーシップ関係の相手方等が死亡した場合)</p> <p>○ <u>職員の配偶者(届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)</u> <u>又はパートナーシップ関係の相手方や、配偶者又はパートナーシップ関係の相手方の父母等の死亡時に休暇を付与</u></p>
介護休暇 短期の介護休暇 介護時間	○ <u>職員の配偶者又はパートナーシップ関係の相手方若しくは二親等内の親族又は同一の世帯に属する者を介護する場合に休暇を付与</u>
出産支援休暇	<p>○ <u>職員が配偶者又はパートナーシップ関係の相手方の出産に当たり、子の養育その他の家事等を行うために休暇を付与</u></p> <p>※ <u>現行は男性職員のみ取得可能であるが、見直し後は女性職員が同性のパートナーシップ関係にある場合も取得可能とする。</u></p>
育児参加休暇	<p>○ <u>職員が配偶者又はパートナーシップ関係の相手方の産前産後の期間に、育児に参加するために休暇を付与</u></p> <p>※ <u>現行は男性職員のみ取得可能であるが、見直し後は女性職員が同性のパートナーシップ関係にある場合も取得可能とする。</u></p>
育児時間	<p>○ <u>職員と配偶者又はパートナーシップ関係の相手方が共に利用する場合、2人の育児時間の合計は90分以内 等</u></p> <p>※ <u>ただし、女性職員が同性のパートナーシップ関係にある場合はこの限りでない。</u></p>
子どもの看護休暇	○ <u>中学校就学の始期に達するまでの子(配偶者又はパートナーシップ関係の相手方の子を含む。)の看護等をするために休暇を付与</u>
深夜勤務の制限	<p>(育児をする場合)</p> <p>○ <u>配偶者又はパートナーシップ関係の相手方が午後10時から翌日の午前5時までの間(深夜)に子を常態として養育できる場合、深夜勤務の制限は不可</u></p> <p>(介護をする場合)</p> <p>○ <u>職員の配偶者又はパートナーシップ関係の相手方若しくは二親等内の親族又は同一の世帯に属する者の介護をする職員が請求した場合、午後10時から翌日の午前5時までの間(深夜)における勤務を制限</u></p>
超過勤務の免除 超過勤務の制限	○ <u>職員の配偶者又はパートナーシップ関係の相手方若しくは二親等内の親族又は同一の世帯に属する者の介護をする職員が請求した場合、超過勤務を免除・制限</u>
育児休業	○ <u>配偶者又はパートナーシップ関係の相手方の入院など、育児休業の終了時に予測できなかった事実が生じた際、再度の育児休業や期間の再度の延長が可能</u>
育児短時間勤務	○ <u>配偶者又はパートナーシップ関係の相手方の入院など、育児短時間勤務の終了時に予測できなかった事実が生じた際、育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合においても育児短時間勤務が可能</u>

休暇・休業等

項 目		内 容
手 当	扶養手当	○ 扶養親族（配偶者又はパートナーシップ関係の相手方その他職員の給与に関する条例に掲げる者のうち、他に生計のみちがなく主としてその職員の扶養を受けているもの）のある職員に対して支給
	住居手当	○ 単身赴任手当を支給される職員で、世帯主であるもののうち、満34歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者で、配偶者又はパートナーシップ関係の相手方が居住するための住宅を借り受け、月額1万5千円以上の家賃を支払っているものに対して支給
	通勤手当	○ 配偶者又はパートナーシップ関係の相手方の住居への転居に伴い単身赴任手当が支給されないこととなる職員のうち、転居前の住居からの通勤時間の2分の3以上の通勤時間を要し、転居後の住居からの片道の通勤距離が80km以上又は片道の通勤時間が120分以上であり、転居後の住居からの通勤に新幹線鉄道等を利用することで通勤時間が30分以上短縮され、かつ、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とする者に対して支給
	単身赴任手当	○ 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、住居を移転し、やむを得ない事情により、同居していた配偶者又はパートナーシップ関係の相手方と別居することとなった職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居から当該異動又は公署の移転の直後に在勤する公署に通勤することが困難であると認められるものうち、単身で生活することを常況とする職員に対して支給
	退職手当	（死亡退職した場合） ○ 職員の退職手当を遺族（配偶者又はパートナーシップ関係の相手方その他職員の退職手当に関する条例に掲げるもの）に対して支給  （失業者の退職手当受給者が公共職業訓練を受ける場合等） ○ 親族又はパートナーシップ関係の相手方と別居して寄宿する際に寄宿手当を支給  ○ 親族又はパートナーシップ関係の相手方の移転に通常要する費用を考慮して移転費を支給
旅 費	移転料	○ 赴任又は帰住の際、扶養親族（配偶者又はパートナーシップ関係の相手方その他職員の旅費に関する条例に掲げるもの）を移転する場合に、旧在勤地から新在勤地又は帰住地までの路程に応じた条例に規定する額の範囲内の実費額を支給
	扶養親族移転料	○ 赴任又は帰住の際、扶養親族（配偶者又はパートナーシップ関係の相手方その他職員の旅費に関する条例に掲げるもの）を旧在勤地から新在勤地又は帰住地まで随伴する場合に、赴任を命ぜられた日又は退職の日における扶養親族1人ごとに、その移転の際における年齢に従い、条例に規定する額の合計額を支給

※ 下線部は改正内容を記載

※ このほか、職員の旅費に関する条例において、職員が旅行中又は外国在勤地において死亡した場合に遺族に対して支給する旅費や、外国在勤の職員の配偶者が外国旅行中又は当該職員の在勤地において死亡した場合に当該職員に対して支給する旅費についても同様の見直しを行う。